

令和6年度 総合評価落札方式の一部改訂について

(港湾空港関係:工事)

令和6年6月 北陸地方整備局 港湾空港部

【適用時期】

○本資料に関する見直しは、令和6年7月1日以降に公告を行う案件より適用します。

【留意事項】

○本資料は、北陸地方整備局港湾空港部ホームページ(<http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/>) 入札・契約情報に掲載しております。

○個別案件毎の詳細は、入札説明書をご確認下さい。

○問い合わせ窓口:北陸地方整備局 港湾空港部 品質確保室(☎025-370-6607)

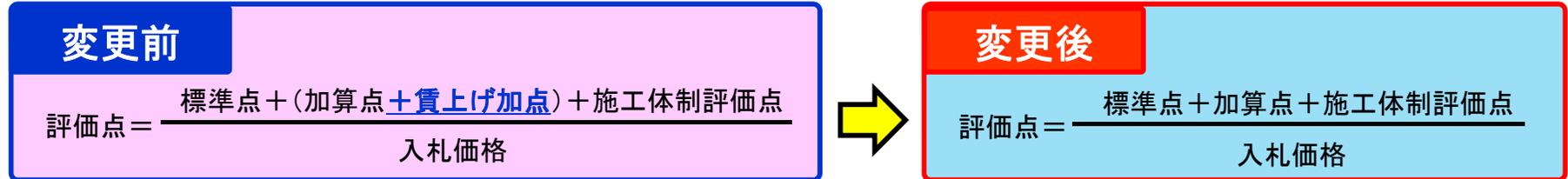
目 次

1. 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について【工事・業務】
2. 主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）について【工事】
3. 「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」の評価について【工事】
4. 令和6年能登半島地震にかかる総合評価方式の見直し【工事】

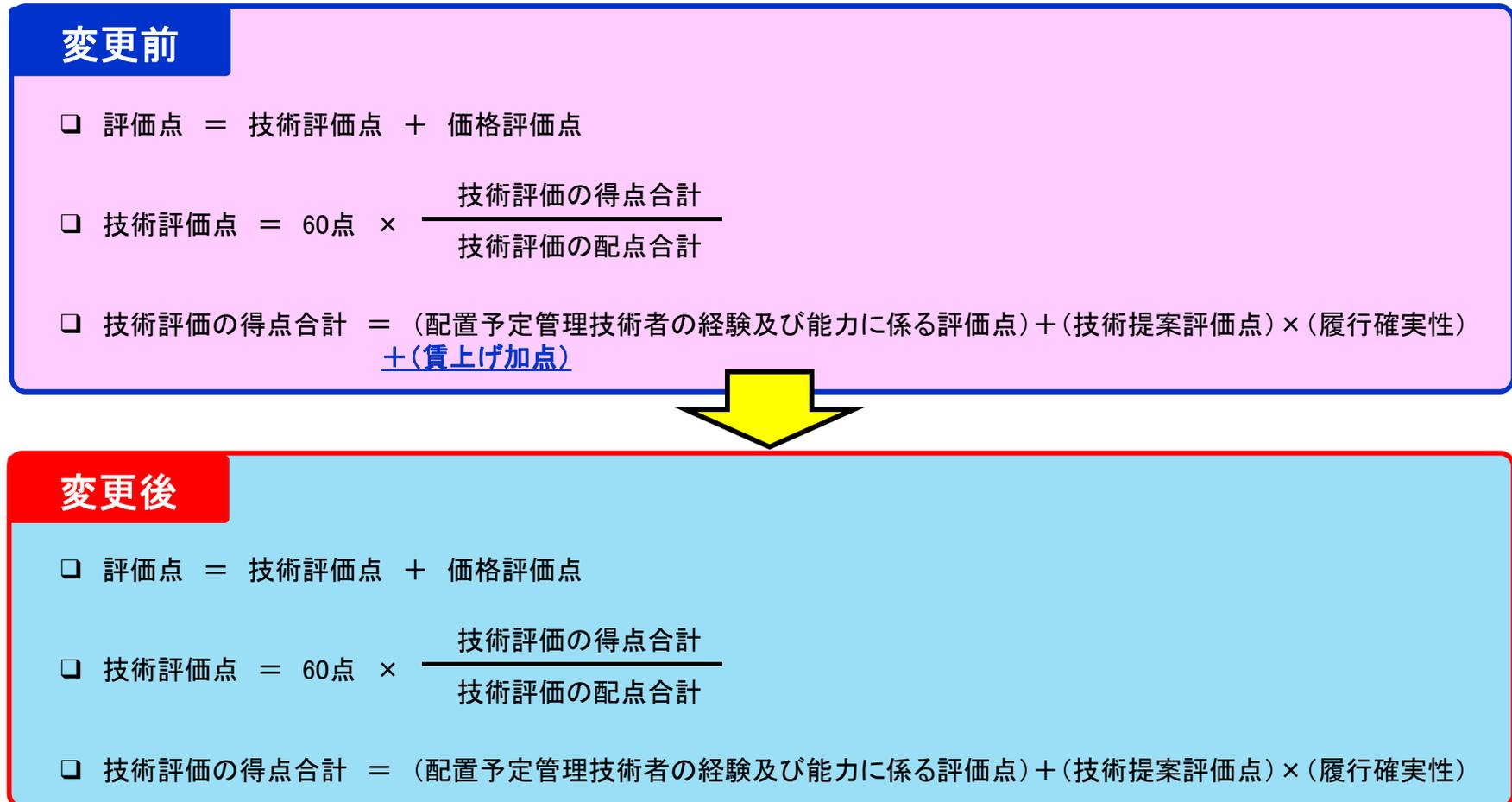
1. 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について

令和6年4月1日以降に公告する北陸地方整備局(港湾空港関係)が発注する総合評価落札方式の調達における全ての案件について、賃上げを実施する企業に対する加点措置を当面の間取り止めます。

(工事)



(業務)



2. 主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）について【工事】

令和6年4月1日以降に公告する工事から現場経験の多い技術者(技術指導者)をあわせて配置する「若手技術者登用促進型(工事)」を年齢要件の撤廃等を改正した「主任(監理)技術者等未経験者育成型(工事)」に変更します。

変更前

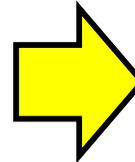
若手技術者登用促進型(工事)

【技術指導者】

- ①主任(監理)技術者に求める要件をすべて満たすこと。
- ②別件工事に専任配置されていないこと。
- ③定期的に配置予定技術者の指導を現場にて行うこと。(1回/週程度)
- ④現場に1日以内に到着可能な場所を勤務地としている者であること。※
- ⑤発注工事を含め3件以内の配置となっていること※
※専任の技術指導者を配置する場合は当該要件は不要。

【若手主任(監理)技術者】

- ①主任(監理)技術者に求める要件のうち、施工経験以外の要件を全て満たすこと。
- ②工事の公告日が含まれる年度の当初(4月1日)において、満40歳未満のものであること。



変更後

主任(監理)技術者等未経験者育成型(工事)

【技術指導者】

- ①主任(監理)技術者に求める要件をすべて満たすこと。
- ②別件工事に専任配置されていないこと。
- ③定期的に配置予定技術者の指導を現場にて行うこと。(1回/週程度)
- ④現場に半日以内に到着可能な場所を勤務地としている者であること。※
- ⑤発注工事を含め3件以内の配置となっていること※
※専任の技術指導者を配置する場合は当該要件は不要。

【主任(監理)技術者等未経験者】

- ①主任(監理)技術者に求める要件のうち、施工経験以外の要件を全て満たすこと。
- ②主任(監理)技術者もしくは現場代理人として、競争参加資格に定める同種工事(地方整備局等の発注した工事(港湾空港関係)に限る)の施工経験を持たないこと。

3. 「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」の評価について【工事】

- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部）に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等の取組を推進するため、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を加点評価する取組の**対象工事を拡大する。**

【対象工事】

H29年4月～：港湾土木工事 (WTO対象)で段階選抜方式を行う工事

R 6年7月～：港湾土木工事 A 等級の**全ての工事**

【評価基準】

次に示すいずれかの認定を受けていること。

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）
- ・ 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業）
- ・ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

【確認方法等】

競争参加資格確認申請書に添付された「様式」により、WLB（ワーク・ライフ・バランス）の推進に関する指標の適合状況を確認するとともに、併せて提出された「適合することを証明する書類」を確認する。

【評価項目及び配点】（認定内容による差異は設けない）

評価項目	配点	評価基準
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等 推進企業	「企業の能力等」の 合計点の内2.5～5.0% ※発注型式による	次に示すいずれかの認定を受けていること。 ・ 女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等） ・ 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業） ・ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）
	0	上記以外の場合

4. 令和6年能登半島地震にかかる総合評価方式の見直し

- 令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により多くの港湾・海岸や空港施設が被災しており、「大規模災害からの復興に関する法律」の適用による権限代行により七尾港など8港湾・飯田港海岸・和倉港海岸・能登空港について、北陸地方整備局港湾空港部が自治体が変わって復旧工事を実施することになった。
- 大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るためには、早期の復旧工事の発注・完成が望まれているが、施設数が多く被災地域内の企業単体のみでは施工体制を確保できない可能性があること、また地域の実情を踏まえ発注ロットを積極的に拡大し、円滑な施工確保に努める必要があることから、復旧・復興に関連する工事における契約方式の運用を定める。

4. 令和6年能登半島地震にかかる総合評価方式の見直し

【項目】

1. 総合評価タイプの変更
2. 技術提案テーマ数の見直し
3. 一括審査方式（継続）
4. 工事実績重視チャレンジ型（試行）
5. フレームワーク方式（試行）
6. 企業能力評価型（試行）
7. 復旧・復興JV

※1～7：対象は、石川県内を施工場所とする災害復旧工事を原則

8. 特例監理技術者（適用要件拡大）

※8：能登半島地震の災害復旧工事とする。

1. 総合評価タイプの変更

施工能力評価型 I 型、II 型を拡大する

→申請書の作成の簡素化、技術審査の簡素化により、発注手続き期間の短縮を図る

(通常)

S型
I型
II型

港湾土木及び港湾等しゅんせつ						
発注等級						
契約主体						
JV						
単体						
WTO						
8.1億円	本官		2又は3社JV	単体	-	
A		A	10億円			
A		A	2社JV			
A		A	7億円			
3億円	A+B又はB		JVも可	単体	-	
2.5億円	B+A又はA		5億円			
2億円	B		-	単体	-	
B		B				
B		B				
1.1億円	B+C又はC		-	単体	-	
9千万円	C+B又はB					
7千万円	C		-	単体	-	
1千万円	C					
250万円						
	I	II	III	IV	V	VI
	(技術的難易度)					

(災害復旧)

S型
I型
II型

S型→I型
I型→II型



港湾土木及び港湾等しゅんせつ						
発注等級						
契約主体						
JV						
単体						
復興JV						
WTO						
8.1億円	本官		2又は3社JV	単体	-	
A		A	10億円			
A		A	2社JV			
A		A	7億円			
3億円	A+B又はB		JVも可	単体	-	
2.5億円	B+A又はA		5億円			
2億円	B		-	単体	-	
B		B				
B		B				
1.1億円	B+C又はC		-	単体	-	
9千万円	C+B又はB					
7千万円	C		-	単体	-	
1千万円	C					
250万円						
	I	II	III	IV	V	VI
	(技術的難易度)					

2. 技術提案テーマ数の見直し

技術提案評価型S型の技術提案の課題テーマ数を低減する

→技術提案書作成の簡素化、評価の簡素化により、発注手続き期間の短縮を図る

(通常)

総合評価タイプ	技術提案の課題テーマ数	各テーマの着目点数
WTO	2テーマ	3着目点
非WTO (難易度Ⅳ以上)	2テーマ	2着目点
非WTO (難易度Ⅳ以上で単一工種)	1テーマ	2着目点

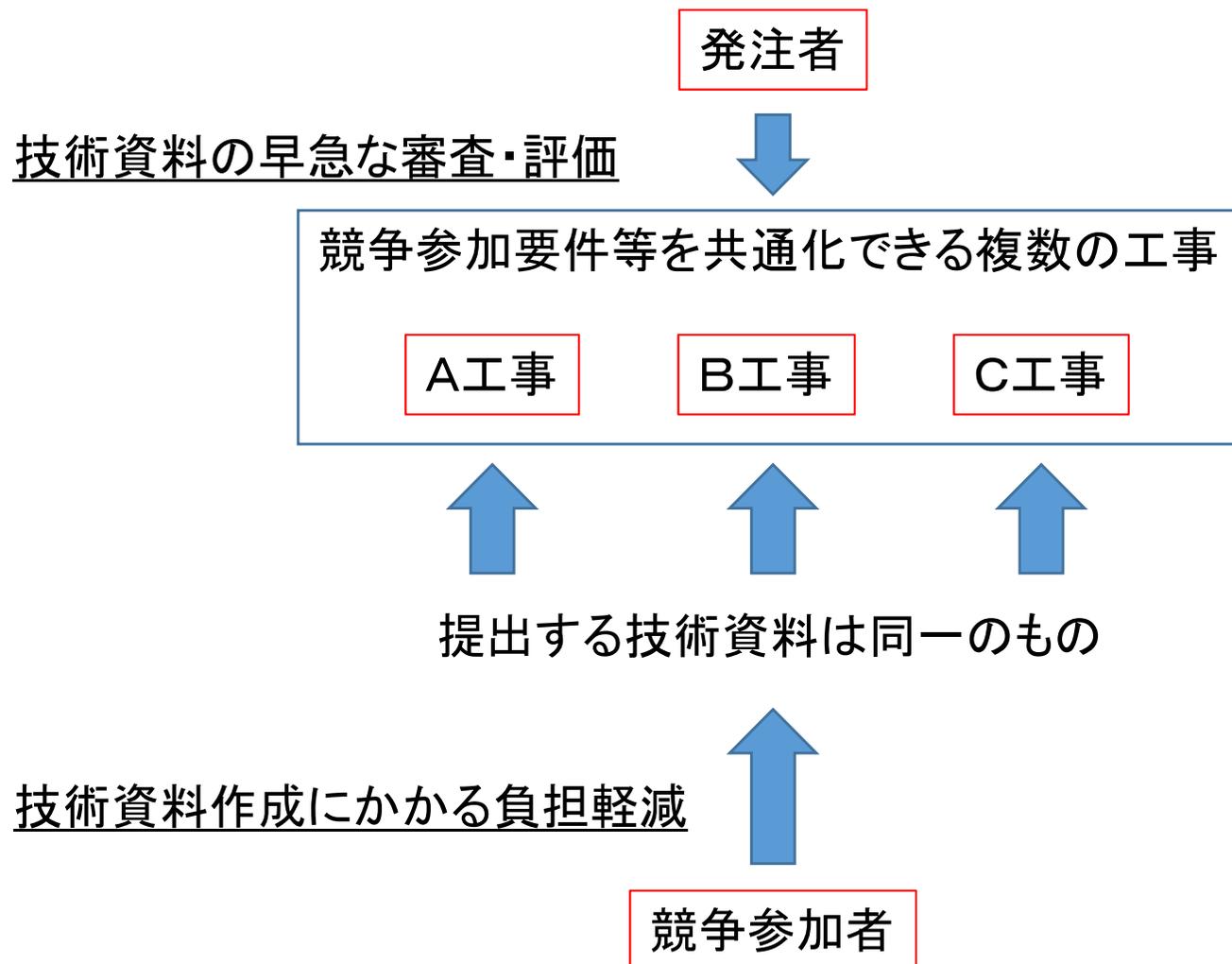


(災害復旧)

技術提案の課題テーマ数	各テーマの着目点数
1テーマ	2着目点

3. 一括審査方式の活用（継続）

総合評価落札方式において、競争参加資格要件や技術提案又は施工計画のテーマを共通化できる複数の工事が同時期に予定されている場合、提出させる技術資料の内容を同一とする
→提出資料を簡素化し、受発注者双方の負担軽減を図る



4. 工事实績重視チャレンジ型(試行)

直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大する観点から、工事成績と表彰の評価を省略し、工事实績を重視した評価とすることで直轄工事と地方自治体等の実績を同等に扱う取り組みを試行

→工事实績を中心とした評価とすることで、直轄工事の実績(成績、表彰)を持たない企業の受注機会の拡大と担い手企業の裾野を広げることを期待

(通常)

企業の能力等	
	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
技術者の能力等	
	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域精通度・地域貢献度	
	地理的条件
	災害協定
	...



(災害復旧)

企業の能力等	
	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
技術者の能力等	
	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域精通度・地域貢献度	
	地理的条件
	災害協定
	...

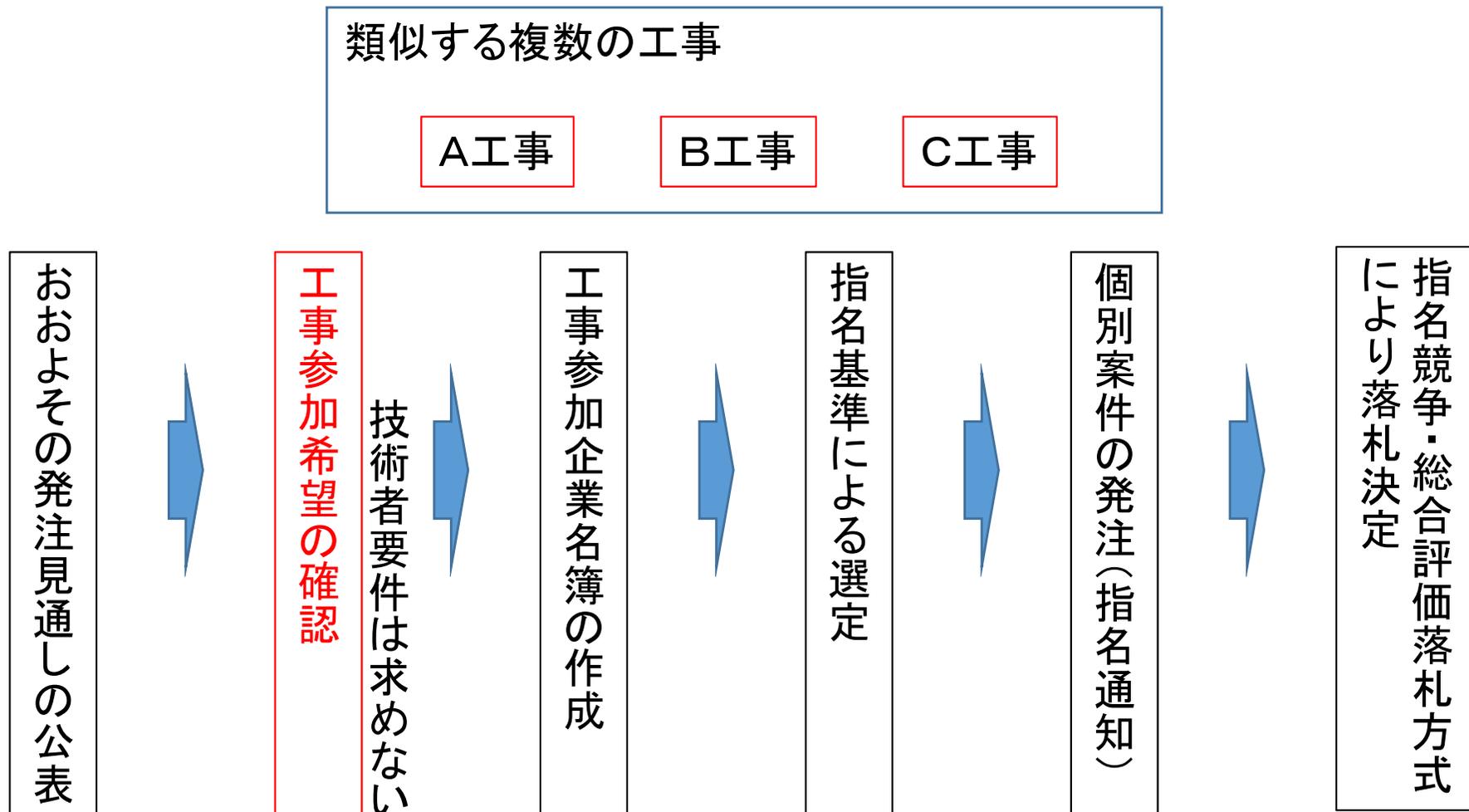
自治体等の実績を国と同等に評価

成績・表彰を評価対象外とすることで、国の実績がない企業の受注機会を拡大

5. フレームワーク方式

工事発注が一定の地域で集中し、技術者の確保が難しく、競争参加者が少数と見込まれる場合において、その一定の地域内で類似する複数の工事について、予め参加希望者の意思を確認し、その中から工事毎の参加者を指名する

→ 予め参加希望者の意思を確認することで、不調不落対策を図る



6. 企業能力評価型(試行)

競争参加者が少ないことが想定される工事において、技術者の能力等に係る評価を省略する
試行

→企業の能力のみで評価することで、受発注者双方の負担軽減を図る

(通常)

企業的能力等
施工実績
工事成績
表彰
...
技術者の能力等
施工実績
工事成績
表彰
...
地域精通度・地域貢献度
地理的条件
災害協定
...
施工計画・技術提案



(災害復旧)

企業的能力等
施工実績
工事成績
表彰
...
技術者の能力等
施工実績
工事成績
表彰
...
地域精通度・地域貢献度
地理的条件
災害協定
...
施工計画・技術提案

7. 復旧・復興JV

技術者不足等により地元の単体企業のみで担えない場合、地域外の企業を活用し、必要な体制の確保を図る

(災害復旧)

S型
I型
II型

港湾土木及び港湾等しゅんせつ		契約主体	JV	単体	復興JV
発注等級					
WTO		本官	2又は3社JV	単体	-
8.1億円			10億円 2社JV		
3億円	A		7億円 JVも可		
2.5億円	A+B又はB	特例分任官	5億円	単体	8.1億円 ※特定JV 対象工事を 除く
2億円	B+A又はA				
1.1億円	B (Bのみで業者数が確保できないため、Aまで拡大した場合を含む)	分任官	-	復興JV	
9千万円	B+C又はC				
7千万円	C+B又はB				
1千万円	C				
250万円					
	I II III IV V VI (技術的難易度)				

JV組合せ(例)

代表者	構成員	復興JV登録で 認定された等級
A等級	+ B等級	→ A等級
B等級	+ B等級	→ A等級
B等級	+ B等級	→ B等級
B等級	+ C等級	→ B等級

・対象工事

石川県内における災害復旧工事

※WTO及び特定JVの対象工事は除く
 ※対象工事に係る競争に参加するためには、開札の時ににおいて、復旧・復興JVとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告(建設工事)」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない
 ※認定を受けた復旧・復興JVは、「有資格者名簿(建設工事)」に登録されるものとする

・復旧・復興JVの要件

(1)構成員の数

2又は3社

(2)構成員の組合せ

工事種別に係る競争参加資格決定等級が同一の等級若しくは直近の等級に認定された有資格業者又はこれと同等と認められた者の組合せで、石川県内の地元建設企業を少なくとも1社含むものとする

(3)代表者要件

石川県内の地元建設企業とすることを原則に構成員において決定された者

・申請の時期

公示日以降、随時申請を受け付ける

8. 特例監理技術者（適用要件拡大）

建設業法第26条第3項のただし書きにより、監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で配置することで、監理技術者は「特例監理技術者」となり、複数（2件まで）の工事を兼務することが可能。

【特例監理技術者の兼務を認める要件】

- ・ 兼務する工事において、主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な立ち会い等の職務を適正に遂行できること
- ・ 兼務する工事は2件までとする
- ・ 兼務可能エリアは工事ごとに設定する（入札説明書を参照すること）

（直轄工事（港湾空港関係））

- ・ 分任支出負担行為担当官工事
- ・ 工事難易度がⅡ以下

能登半島地震の災害復旧工事（R6.7.1以降から適用）



支出負担行為担当官工事も対象に拡大
工事難易度がⅢ以上も対象に拡大

【監理技術者補佐の要件】

- ・ 一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の監理技術者の資格を有する者

特例監理技術者の配置イメージ

監理技術者補佐をそれぞれの工事ごとに専任で配置することで、特例監理技術者は2工事の兼務が可能

